

令和7年度（2025年度）東海市緑の基本計画改訂委託 仕様書

1 業務名称

令和7年度（2025年度）東海市緑の基本計画改訂委託

2 業務の目的

東海市では、「東海市緑の基本計画」（平成8年（1996年）策定、以後、平成19年（2007年）に1回目の改訂、平成29年（2017年）に2回目の改訂）に基づき、「未来につなぐ緑の都市づくり」の実現に向けて、緑のネットワークづくりや花と緑あふれる都市づくりなど、様々な施策を進めてきたところであり、現行計画は、令和8年度（2026年度）に計画期間終了を迎えることから、令和7年度（2025年度）から令和8年度（2026年度）の2か年で、現行計画を一部見直し、改訂する必要がある。

本業務は、改訂に向けて1年目の作業として、本市の緑を取り巻く社会的要請を勘案し、「東海市総合計画」や「東海市都市計画マスタープラン」、「東海市環境基本計画」などの上位計画・関連計画と整合を図りつつ、本市の緑の現況を調査し、市民意識を反映させながら、課題等を整理した上で、次の10年間を見据えた緑に関する基本方針（緑の将来像）について検討することを目的とする。

3 委託期間

契約日の翌日から令和8年（2026年）3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 上位・関連計画の整理

第7次東海市総合計画及び都市計画マスタープラン等の上位計画、関連計画の最新の内容を整理し、整合性の検証を行う。

(2) 緑の現況調査

既往文献・資料により、気象、地形、地質・土壌、緑の現況、動物相、水系、良好な自然特性などの自然的条件、人口・面積、土地利用、都市施設、市街地開発事業、歴史・文化、健康・福祉、市民活動などの社会的条件の調査を行う。

また、緑の現況に関する基礎データの収集整理を行うとともに、航空写真等により、緑被率を調査し、緑被率の現状及び変遷を整理する。

(3) 現行計画の達成度検証

現行の緑の基本計画に関する目標値や施策の実施状況など、現行計画の達成度検証（目標の達成度、成果の積み残し、課題の整理など）を行う。

(4) 緑を取り巻く社会環境の整理

都市緑地法や都市公園法等の緑に関する法律の改正や、社会環境の変化、緑に関する最新動向等を調査し、整理する。

(5) 緑に関する市民意識調査

緑に対する満足度や施策の重要度、公園緑地の機能に関する希望、管理・運営への参加意向などについて、市民アンケート調査結果等を基に整理・分析する。

(6) 緑の機能別評価と課題の整理

緑の現況調査結果を踏まえ、緑の機能別評価を行った上で、課題を整理する。

(7) 緑の基本方針（緑の将来像）の検討

上位関連計画や上記の緑に関する課題を踏まえ、緑に関する基本方針（緑の将来像）について検討する。

5 打合せ・協議

業務を円滑に実施するため計画的な工程管理を行い、発注者と受注者は綿密な連絡を取り適切な業務遂行を図る。打合せ・協議を行った際は、打合せ・協議記録簿を作成し、おおむね2週間以内にその都度提出する。

6 資料の貸与

発注者は、本業務を実施する上で必要な資料を受注者に貸与する。受注者は、貸与資料の管理を責任もって行うとともに、業務完了後速やかに返却すること。

7 提出物

- (1) 業務に着手する前に業務計画書を提出すること。
- (2) 各会議で使用する資料は、受注者が作成後、発注者に提出するとともに、発注者資料内容の確認を行うものとする。資料内容に問題が無ければ、発注者は受注者にその旨の連絡を行う。連絡を受けた発注者は、原則会議3日前までに資料を提出することとする。
- (3) 打合せ・協議記録簿を打合せ・協議からおおむね2週間以内に提出すること。
- (4) 業務が完了したときは、直ちに完了届により通知すること。
- (5) その他、本市の指示により必要なものを提出すること。

- (6) 本業務において作成した調査・分析資料等の電子データは、随時、本市へ提供すること。

8 成果品

項目4の(1)から(4)までの項目ごとにまとめた資料、記録及び報告書（各種会議・事業等の資料、会議録、打合せ報告書等を含む。）の電子データと（Word等の改編可能なデータ及びPDFデータ）印刷物5部を提出すること。

9 成果品の帰属

本業務に係る印刷物その他の著作権、業務において作成したデータ結果及び作成過程のデータ並びに成果品の著作権及び所有権は発注者に帰属する。

10 その他

- (1) 委託業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受注者において使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受注者は、その一切の責任を負うこと。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議し指示を受けるものとする。
- (3) 本仕様書は、業務の提案をするにあたり、最低限の必要事項を掲載しており、本仕様書に掲載の事項についても提案を妨げるものではない。この事項を踏まえた上で、最良の提案をすることとする。

11 参考

令和8年度（2026年度）東海市緑の基本計画改訂委託の業務内容（予定）は以下のとおり。

(1) 緑地の保全及び緑化推進の目標の設定

上位関連計画との整合を図りつつ、将来人口等の基本フレームを設定し、基本方針（緑の将来像）を踏まえた、緑に関する施策方針、緑地の保全及び緑化推進の目標について検討する。

(2) 緑地の保全及び緑化推進のための施策の検討

基本方針、目標を実現するため、緑地の保全及び緑化推進に関する具体的な施策の検討を行う。

(3) 計画の進行管理の検討

改定された緑の基本計画を推進するための進行管理手法について検討するとともに、緑に関する市民協働や官民連携による取組みを推進する手法についても検討する。

(4) 計画書（素案）及び概要版（素案）の作成

パブリックコメントに向けて、「東海市緑の基本計画」の計画書（素案）及び概要版（素案）を作成する。

(5) パブリックコメント支援

パブリックコメントの実施において、事務局を支援する。

(6) 緑の基本計画のとりまとめ

パブリックコメント及び策定委員会の意見を踏まえ、「東海市緑の基本計画」の計画書及び概要版を作成する。計画書及び概要版の作成にあたっては、広く市民や未来を担う子どもたちにも理解できるように、図やイラストなどを使用して分かりやすい紙面構成・デザインを検討する。

(7) 策定委員会の運営支援

学識経験者や有識者、市民代表等の委員によって組織する「東海市緑の基本計画策定委員会」を開催し、その会議の資料準備、技術的支援、会議記録作成などの運営支援を行う。

(8) 成果品（予定）

・「緑の基本計画」本編	300冊
・「緑の基本計画」概要版	500部
・業務報告書	2部
・上記電子データ	1式
・その他監督員が必要とする資料	1式